

渡辺病院介護支援センター運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団志朋会加納渡辺病院が開設する渡辺病院介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1）事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む為に、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- （2）事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが、特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- （3）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	渡辺病院介護支援センター
事業所番号	2170100461
所在地	岐阜市加納城南通1丁目24番地1

第4条（職員の職種、員数、職務内容）

事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は事業所の運営管理及び、従事者の管理と業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 4名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 24時間体制を行い、営業時間外の対応は、常時担当者が携帯電話にて対応する。
但し、兼務職員に対しての連絡は管理者が対応する。

第6条（通常の仕事実施地域）

指定居宅介護支援の営業地域は岐阜市内、岐南町とする。

営業地域外のサービスについては別途交通費を請求することとする。

第7条（居宅介護支援の提供方法）

指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者からの相談を受ける場所は、利用者と協議して決定する。

(2) 課題分析表は、「MDS-HC方式」、「訪問看護振興財団方式」、「三団体方式」、「日本社会福祉士会方式」、「日本介護福祉士会方式」及び「居宅サービス計画ガイドライン方式」等を参考に当事業所独自のアセスメント表を使用する。

(3) サービス担当者会議の開催場所は、利用者と協議して決定する。

(4) 介護支援専門員は、利用者の状況把握のため概ね1ヶ月に1回以上訪問する。

第8条（内容及び利用料）

指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生省が定める基準によるものとし、法定代理受領分については無料とする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) サービス事業者等との連絡調整

(3) 介護保険施設の紹介

(4) 利用者に対する情報の提供

(5) 特定事業所（Ⅱ）体制

第9条（サービス内容に関する苦情）

利用者、家族からの苦情・相談に関しては別紙「利用者からの苦情を講ずる措置の概要」に基づき誠心誠意対応する。

第10条（虐待防止に関する事項）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を定める。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。
- (4) 担当者を設置し、上記①～③に掲げる措置を適切に実施する。

第11条（身体拘束について）

身体拘束は、本人等の生命を脅かす可能性があり、以下の3要素に該当するなど他に方法がない時を除き行わない。身体拘束等を行う場合は、事前に家族等の同意を得ておくものとする。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておく。

実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

1. 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
2. 非代替性 : 身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
3. 一時性 : 身体拘束やその他の行動制限は一時的なものである場合

第12条（その他運営についての留意事項）

- 1、事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を随時設けるとともに業務体制を整備する。
- 2、介護支援専門員は、常に身分を証する書類を携帯し、利用者からの求めがあった場合にはこれを提示しなければならない。
- 3、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明文化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6、事業所は従業者に対し、定期的な健康診断等を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 7、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 8、この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日 から施行する。
平成 20 年 5 月 1 日 から施行する。
平成 21 年 4 月 1 日 から施行する。
平成 22 年 8 月 1 日 から施行する。
平成 24 年 6 月 1 日 から施行する。
平成 24 年 9 月 1 日 から施行する。
平成 25 年 1 月 21 日 から施行する。
平成 26 年 1 月 21 日 から施行する。
平成 27 年 3 月 11 日 から施行する。
平成 28 年 3 月 28 日 から施行する。
平成 29 年 8 月 7 日 から施行する。
平成 31 年 2 月 21 日 から施行する。
平成 31 年 4 月 1 日 から施行する。
令和 2 年 11 月 21 日 から施行する。
令和 3 年 5 月 21 日 から施行する。
令和 3 年 7 月 1 日 から施行する。
令和 4 年 2 月 21 日 から施行する。
令和 5 年 4 月 1 日 から施行する。
令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。